

平成27年草加市議会2月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第 1号議案 平成26年度草加市一般会計補正予算(第6号)
- 第 2号議案 平成26年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 3号議案 平成26年度草加市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 4号議案 平成26年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第 5号議案 平成26年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第 6号議案 平成27年度草加市一般会計予算
- 第 7号議案 平成27年度草加市公共下水道事業特別会計予算
- 第 8号議案 平成27年度草加市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 9号議案 平成27年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計予算
- 第10号議案 平成27年度草加市駐車場事業特別会計予算
- 第11号議案 平成27年度草加都市計画事業新田駅西口土地地区画整理事業特別会計
予算
- 第12号議案 平成27年度草加市国民健康保険特別会計予算
- 第13号議案 平成27年度草加市介護保険特別会計予算
- 第14号議案 平成27年度草加市後期高齢者医療特別会計予算
- 第15号議案 平成27年度草加市水道事業会計予算
- 第16号議案 平成27年度草加市立病院事業会計予算
- 第17号議案 草加市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18号議案 草加市町会・自治会への加入及び参加を促進する条例の制定について
- 第19号議案 草加市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 第20号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第21号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施
行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第22号議案 教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 第23号議案 草加市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の
制定について
- 第24号議案 草加市立児童館設置及び管理条例及び草加市立市民交流活動センター
設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 2 7 号議案 草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 8 号議案 草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 9 号議案 草加せんべいの普及を促進する条例の制定について
- 第 3 0 号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 1 号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 2 号議案 草加八潮消防組合の設立について
- 第 3 3 号議案 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 第 3 4 号議案 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

【報告】

- 第 1 号報告 専決処分の報告について
- 第 2 号報告 専決処分の報告について
- 第 3 号報告 専決処分の報告について
- 第 4 号報告 平成 2 7 事業年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について
- 第 5 号報告 平成 2 7 年度公益財団法人草加市体育協会事業計画書の提出について
- 第 6 号報告 平成 2 7 年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について

【請願】

- 請願第 1 号 介護報酬の引き下げ反対の意見書を国に提出を求める請願

議案

第1号議案 平成26年度草加市一般会計補正予算(第6号)

補正前の歳入・歳出予算額	69,039,258千円
歳入・歳出補正予算額	-474,007千円
補正後の歳入・歳出予算額	68,565,251千円

補正予算の主な内容

歳入		丸番号及び記号については歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものを。(千円)	
款	補正額	主な内容	
11 分担金及び負担金	64,352	草加市八潮市消防広域化事業費負担金	64,352
13 国庫支出金	45,676	被用者3歳未満児童手当負担金	2,344
		被用者3歳以上中学校修了前負担金(10,000円)	41,347
		被用者3歳以上中学校修了前負担金(15,000円)	4,690
		非被用者負担金(10,000円)	27,380
		非被用者負担金(15,000円)	8,160
		特例給付負担金	22,140
		保険基盤安定負担金(国民健康保険分)	5,305
		番号制度システム整備費補助金	54,534
		文化芸術振興費補助金	4,589
		幼稚園就園奨励費補助金	9,559
		緊急消防援助隊設備整備費補助金(総務課)	138,857
		消防防災施設整備費補助金(総務課)	101,302
		地域住民生活等緊急支援交付金[地域消費喚起・生活支援型] (市内限定プレミアム商品券事業)	220,515
地域住民生活等緊急支援交付金[地方創生先行型] (政策形成事業、ふるさとにぎわい創造事業、バス路線網整備推進事業、 スポーツ振興事業、企業支援・育成事業、中小企業振興事業、 地域経済活性化事業、創業支援事業、学校図書充実事業(小学校)、 学校図書充実事業(中学校))	89,948		
14 県支出金	114,148	災害救助費繰替支弁金	1,010
		被用者3歳未満児童手当負担金	254
		被用者3歳以上中学校修了前負担金(10,000円)	10,337
		被用者3歳以上中学校修了前負担金(15,000円)	1,173
		非被用者負担金(10,000円)	6,845
		非被用者負担金(15,000円)	2,040
		特例給付負担金	5,535
		保険基盤安定負担金(国民健康保険分)	18,908
		保険基盤安定負担金(後期高齢者医療分)	7,056
		市町村による提案・実施事業補助金	2,800
		賃貸物件による保育所整備事業費補助金	39,240
		保育所緊急整備事業費補助金	248,048
		プレミアム付商品券支援事業補助金	90,000
川の再生プロジェクト補助金(河川課)	10,000		

款	補正額	主な内容	
16 寄附金	2,502	被災者支援基金寄附金	1,502
		学校管理費寄附金(小学校)	470
		学校管理費寄附金(中学校)	530
17 繰入金	103,133	財政調整基金繰入金	97,917
		庁舎建設基金繰入金	5,216
19 諸収入	37,300	自治総合センターコミュニティ助成金(文化観光課)	3,000
		河川美化・緑化助成事業助成金	4,000
		① 平成25年度後期高齢者医療療養給付費負担金(後期高齢者・重心医療課)	30,300
20 市債	186,500	② 第二庁舎建替事業債	15,700
		③ 水辺環境整備事業債	9,000
		④ 排水施設整備事業債	24,500
		⑤ 消防救急無線・指令システム整備事業債	137,300
合計	474,007		

歳出

(千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 総務費	297,700	・第二庁舎建替事業[庁舎建設室]	②	20,916
		・政策形成事業[総合政策課]		7,000
		・基幹システム運用管理事業[情報推進課]		33,257
		・ふるさとにぎわい創造事業[みんなでまちづくり課]		13,345
		・財政調整基金積立金[財務調整課]		325,092
		・鉄道新線誘致促進事業[交通対策課]		7,333
		・バス路線網整備推進事業[交通対策課]		4,171
		・被災者支援基金積立金[危機管理課]		2,512
		・スポーツ振興事業[スポーツ振興課]		762
		・文化会館維持管理・芸術文化振興事業[文化観光課](財源振替)		0
		・観光推進事業[文化観光課](財源振替)		0
3 民生費	81,371	・後期高齢者医療広域連合事務事業[後期高齢者・重心医療課]	①	62,790
		・国民健康保険特別会計繰出金[保険年金課]		219,452
		・児童手当事業[子育て支援課]		92,005
		・幼稚園就園奨励推進事業[子ども政策課]		36,701
		・民間保育推進事業[保育課]		234,907
4 衛生費	95,992	・廃棄物処理事業[廃棄物資源課]		91,336
		・し尿処理事業[廃棄物資源課]		4,656
7 商工費	350,015	・商店街元気倍増事業[産業振興課]		4,500
		・市内限定プレミアム商品券事業[産業振興課]		310,515
		・企業支援・育成事業[産業振興課]		500
		・中小企業振興事業[産業振興課]		1,000
		・地域経済活性化事業[産業振興課]		35,000
		・創業支援事業[産業振興課]		7,500

款	補正額	主な内容	特定財源	
8 土木費	485,678	・水防及び建設調整事業[建設管理課](財源振替)		0
		・道路舗装改良事業[道路課]		80,000
		・橋りょう整備事業[道路課]		25,000
		・水辺環境整備事業[河川課]	⑳	20,000
		・排水路整備事業[河川課]		123,000
		・排水施設整備事業[河川課]	㉑	27,264
		・都市施設等管理事業[地域整備課]		3,000
		・氷川町第二次土地区画整理地内環境整備事業[地域整備課]		47,736
		・都市計画街路整備事業[道路課]		145,000
		・公共下水道事業特別会計繰出金[河川課]		14,678
9 消防費	489,681	・草加市八潮市消防広域化事業[総務課]	㉒	489,681
10 教育費	31,000	・学校給食推進事業(小学校)[学務課]		470
		・学校図書充実事業(小学校)[総務企画課]		19,682
		・学校給食推進事業(中学校)[学務課]		530
		・学校図書充実事業(中学校)[総務企画課]		10,318
合計	474,007			

・継続費の補正

・変更 (1事業)	・第二庁舎建替事業(第二庁舎建設工事・監理業務委託)		
	総額変更	1,774,317千円	1,565,150千円
	年割額変更 平成26年度	177,432千円	156,516千円
	平成27年度	1,596,885千円	1,408,634千円

・繰越明許費の補正 18事業

分類	繰越事業	繰越額
国の補正予算対応 12事業	・鉄道新線誘致促進事業[交通対策課](松原団地駅内方線付点状ブロック整備事業費補助金)	7,333
	・政策形成事業[総合政策課]	7,000
	・ふるさとにぎわい創造事業[みんなでまちづくり課]	13,345
	・バス路線網整備推進事業[交通対策課]	3,219
	・スポーツ振興事業[スポーツ振興課]	762
	・市内限定プレミアム商品券事業[産業振興課]	310,515
	・企業支援・育成事業[産業振興課]	500
	・中小企業振興事業[産業振興課]	1,000
	・地域経済活性化事業[産業振興課]	35,000
	・創業支援事業[産業振興課]	7,500
	・学校図書充実事業(小学校)[総務企画課]	19,682
	・学校図書充実事業(中学校)[総務企画課]	10,318
通常事業 6事業	・人事給与関係事務事業[職員課](人事給与システム改修)	3,000
	・基幹システム運用管理事業[情報推進課]	52,437
	・鉄道新線誘致促進事業[交通対策課](草加駅内方線付点状ブロック整備事業費補助金)	9,780
	・都市計画街路整備事業[道路課](用地取得)	61,500
	・今様・草加宿道路整備事業[道路課](旧道モデル事業)	51,800
・排水施設整備事業[河川課](古綾瀬川護岸整備工事負担金)	45,000	

・債務負担行為

追加(新規設定分)	社会福祉施設管理運営事業(総合福祉センターであいの森) (平成26年度～平成28年度)	限度額	8,019千円
追加(新規設定分)	社会福祉施設管理運営事業(在宅福祉センターきくの里) (平成26年度～平成28年度)	限度額	3,508千円
追加(新規設定分)	障害社会福祉施設管理運営事業(障害福祉サービス事業所つばさの森) (平成26年度～平成28年度)	限度額	215千円

第2号議案 平成26年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

補正前の歳入・歳出予算額	6,836,564千円
歳入・歳出補正予算額	-76,936千円
補正後の歳入・歳出予算額	6,759,628千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
3 国庫支出金	37,758	・社会資本整備総合交付金
4 繰入金	14,678	・一般会計繰入金
7 市債	24,500	・公共下水道事業債
合計	76,936	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	57,600	・公共下水道管渠施設等維持管理事業
2 事業費	19,336	・公共下水道雨水整備事業
3 公債費	0	・地方債償還利子及び一時借入金利子(財源振替)
合計	76,936	

第3号議案 平成26年度草加市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額	228,946千円
歳入・歳出補正予算額	-6,617千円
補正後の歳入・歳出予算額	222,329千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
3 繰入金	17,352	・シティパーキングアコス整備基金繰入金
4 繰越金	11,210	・繰越金
5 諸収入	475	・消費税還付金
合計	6,617	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 事業費	6,617	・アコス地下駐車場事業
合計	6,617	

第4号議案 平成26年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額 27,604,490千円

歳入・歳出補正予算額 -425,144千円

補正後の歳入・歳出予算額 27,179,346千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
1 国民健康保険税	150,205	・医療給付費分現年課税分(一般被保険者)	54,110
		・後期高齢者支援金分現年課税分(")	8,075
		・介護納付金分現年課税分(")	7,222
		・医療給付費分現年課税分(退職被保険者)	60,146
		・後期高齢者支援金分現年課税分(")	10,230
		・介護納付金分現年課税分(")	10,422
4 国庫支出金	286,400	A 療養給付費負担金	270,885
		B 高額医療費共同事業負担金	15,515
7 県支出金	15,515	C 高額医療費共同事業負担金	15,515
8 共同事業交付金	192,476	D 高額医療費共同事業交付金	52,328
		E 保険財政共同安定化事業交付金	140,148
10 繰入金	219,452	・保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	21,674
		・保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	10,611
		・療養給付費助成金	187,167
合計	425,144		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 保険給付費	242,297	・保険給付事業(一般療養の給付)[財源振替]	A	0
		・保険給付事業(退職者等療養の給付)		150,043
		・保険給付事業(一般療養費)[財源振替]	A	0
		・保険給付事業(一般高額療養費)	A D	70,420
		・保険給付事業(退職者等高額療養費)		21,834
		・保険給付事業(一般高額介護合算療養費)[財源振替]	A	0
7 共同事業拠出金	186,573	・共同事業拠出金(医療費)	BCD	62,060
		・保険財政共同安定化事業医療費拠出金	E	124,513
11 諸支支出金	3,726	・過年度補助金返納金		3,726
合計	425,144			

第5号議案 平成26年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額 2,118,986千円

歳入・歳出補正予算額 9,408千円

補正後の歳入・歳出予算額 2,128,394千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
2 繰入金	9,408	・保険基盤安定繰入金	9,408
合計	9,408		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	9,408	・後期高齢者医療広域連合納付金	9,408
合計	9,408		

第6号議案 ~ 第14号議案

(単位 千円)

区 分		本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	増減率(%)
一 般 会 計		70,338,000	67,502,000	2,836,000	4.2
特 別 会 計	公 共 下 水 道 事 業	7,675,802	6,861,558	814,244	11.9
	交 通 災 害 共 済 事 業	42,164	40,589	1,575	3.9
	新 田 西 部 土 地 区 画 整 理 事 業	1,978,366	487,776	1,490,590	305.6
	駐 車 場 事 業	225,128	228,946	3,818	1.7
	新 田 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業	531,173	546,492	15,319	2.8
	国 民 健 康 保 険	30,768,228	27,407,807	3,360,421	12.3
	介 護 保 険	12,543,543	11,608,562	934,981	8.1
	後 期 高 齢 者 医 療	2,201,613	2,111,930	89,683	4.2
	小 計	55,966,017	49,293,660	6,672,357	13.5
合 計		126,304,017	116,795,660	9,508,357	8.1

第15号議案 平成27年度草加市水道事業会計予算

1 収益的収支

[単位:千円]

区分	年度	平成27年度	平成26年度	比較増減	増減率(%)	備考
営業 収 支	営業収益	4,322,610	4,317,622	4,988	0.1%	
	給水収益	4,007,880	4,006,266	1,614	0.0%	
	受託工事収益	9,614	6,627	2,987	45.1%	
	その他の営業収益	305,116	304,729	387	0.1%	
	営業費用	4,115,733	4,072,397	43,336	1.1%	
	原水及び浄水費	1,892,166	1,891,292	874	0.0%	
	配水及び給水費	472,795	490,527	17,732	3.6%	
	受託工事費	32,185	34,044	1,859	5.5%	
	業務費	280,655	287,905	7,250	2.5%	
	総係費	287,199	304,568	17,369	5.7%	
	減価償却費	991,662	913,009	78,653	8.6%	
	資産減耗費	159,021	151,002	8,019	5.3%	
	その他営業費用	50	50	0	0.0%	
	営業利益	206,877	245,225	38,348	15.6%	
営業収支比率	105.0%	106.0%	1.0%	-		
営業外・ 特別 損益	営業外収益	227,918	226,145	1,773	0.8%	
	営業外費用	129,695	77,160	52,535	68.1%	
	経常利益	305,100	394,210	89,110	22.6%	
	経常収支比率	107.2%	109.5%	2.3%	-	
	特別利益	3	21,566	21,563	100.0%	
	特別損失	2,006	56,660	54,654	96.5%	
	予備費	2,000	2,000	0	0.0%	
	事業収益	4,550,531	4,565,333	14,802	0.3%	
	事業費用	4,249,434	4,208,217	41,217	1.0%	
	当年度純利益	301,097	357,116	56,019	15.7%	

主な項目のみ記載しています

2 資本的収支

[単位:千円]

区分	年度	平成27年度	平成26年度	比較増減	増減率(%)	備考
	資本的収入	154,463	139,015	15,448	11.1%	
	工事負担金	154,462	139,014	15,448	11.1%	
	資産売却代金	1	1	0	0.0%	
	資本的支出	1,480,493	2,386,212	905,719	38.0%	
	建設改良費	1,308,441	2,219,142	910,701	41.0%	
	企業債償還金	172,052	167,070	4,982	3.0%	
	収支不足額	1,326,030	2,247,197	921,167	-41.0%	

3 業務状況

区分	年度	平成27年度	平成26年度	比較増減	備考
	給水戸数	120,000戸	118,000戸	2,000戸	
	年間総給水量	26,300,000m ³	26,400,000m ³	100,000m ³	
	一日平均給水量	71,858m ³	72,329m ³	471m ³	

第16号議案 平成27年度草加市立病院事業会計予算

1 収益の収支

[単位:千円]

区分	年度	平成27年度	平成26年度	比較増減	増減率	備考
医療 収 支	医療収益	10,907,488	10,958,343	50,855	0.5%	
	入院収益	7,070,425	7,058,422	12,003	0.2%	H27:85.0%、H26:85.0%
	外来収益	3,171,185	3,135,842	35,343	1.1%	
	医療費用	12,250,977	11,930,049	320,928	2.7%	
	給与費	6,053,086	5,776,054	277,032	4.8%	
	材料費	2,582,641	2,583,356	715	0.0%	
	経費	2,624,098	2,658,413	34,315	1.3%	
	減価償却費	947,922	867,573	80,349	9.3%	
	資産減耗費	8,778	11,330	2,552	22.5%	
	医療利益	1,343,489	971,706	371,783	38.3%	
医療収支比率	89.0%	91.9%	2.9%	3.2%		
医療外・ 特損益	医療外収益	1,282,085	1,267,408	14,677	1.2%	
	医療外費用	463,647	458,507	5,140	1.1%	
	経常利益	525,051	162,805	362,246	222.5%	
	経常収支比率	95.9%	98.7%	2.8%	2.8%	
	特別利益	2,100	2,214	114	5.1%	
	特別損失	5,600	334,904	329,304	98.3%	
	予備費	2,000	2,000	0	0.0%	
	事業収益	12,191,673	12,227,965	36,292	0.3%	
	事業費用	12,722,224	12,725,460	3,236	0.0%	
	当年度純利益	530,551	497,495	33,056	6.6%	
	総収支比率	95.8%	96.1%	0.3%	0.3%	

主な項目のみ記載しています。

2 資本的収支

[単位:千円]

区分	年度	平成27年度	平成26年度	比較増減	増減率	備考
	資本的収入	614,362	582,674	31,688	5.4%	
	企業債	135,000	135,000	0	0.0%	
	負担金	479,262	447,574	31,688	7.1%	
	固定資産売却代金	100	100	0	0.0%	
	資本的支出	1,067,689	931,707	135,982	14.6%	
	病院改築工事費	28,394	0	28,394	-	
	固定資産購入費	414,395	339,672	74,723	22.0%	
	企業債償還金	618,900	586,035	32,865	5.6%	
	修学資金貸付金(投資)	6,000	6,000	0	0.0%	
収支不足額	453,327	349,033	104,294	29.9%		

3 繰入金

[単位:千円]

区分	年度	平成27年度	平成26年度	比較増減	増減率	備考
繰入金	収益的収入(3条分)	1,156,190	1,119,220	36,970	3.3%	いずれも全額基準内繰入金
	資本的収入(4条分)	479,262	447,574	31,688	7.1%	同上
繰入金合計		1,635,452	1,566,794	68,658	4.4%	

4 業務状況

区分	年度	平成27年度	平成26年度	比較増減	備考
入院	病床利用率	85.0%	85.0%	0.0%	
	入院延患者数	118,220人	117,940人	280人	H27年度:366日
	一日平均	323人	323人	0人	
	診療単価	59,800円	59,840円	40円	
外来	外来延患者数	243,290人	247,310人	4,020人	H27年度:266日、H26年度:265日
	一日平均	915人	933人	18人	
	診療単価	13,030円	12,680円	350円	

第17号議案 草加市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

行政手続法が改正され、行政指導の中止等を求める制度及び処分等を求める制度が新たに整備されたことを踏まえ、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、同様の制度を設けるものです。

2 内容

(1) 行政指導の中止等の求め

法律又は条例に基づき、法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと考えられるときは、その理由等を記載した書面にて行政指導の中止等を求めることができるものとします。

なお、その申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が要件に適合しないときは、行政指導の中止等必要な措置を講じるものとします。

(2) 処分等の求め

何人も、法令に違反する事実を発見し、その是正のための処分又は行政指導がなされていないと考えられるときは、処分の権限を有する行政庁又は行政指導の権限を有する市の機関に対して、具体的な事実を示した書面にて、処分又は行政指導を行うよう求めることができるものとします。

なお、申出を受けた行政庁又は市の機関は、必要な調査を行い、その結果必要があるときは、その是正のための処分又は行政指導を行うものとします。

(3) 行政指導の方式

行政指導に携わる者は、行政指導を行う際、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示すときは、その相手方に対して、当該権限の行使の根拠となる条項等を示さなければならないものとします。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

(2) 草加市税条例及び草加市国民健康保険税条例の一部改正

草加市税条例及び草加市国民健康保険税条例において条文の所要の整備を行います。

第18号議案 草加市町会・自治会への加入及び参加を促進する条例の制定について

1 目的

町会・自治会への加入及び参加を促進することについて、基本理念を定め、住民、事業者、町会・自治会及び市のそれぞれのあるべき姿や役割を明確にすることにより、住民がともに支え合えるつよいまちづくりの推進に資するものです。

2 内容

(1) 基本理念

町会・自治会への加入及び参加の促進は、次の事項を基本理念として行うものとします。

ア 町会・自治会は、住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、住民相互の協力と支え合いの精神に基づき、地域社会の中心となって活動に取り組むものとします。

イ 住民、事業者、町会・自治会及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の理解と連携の下に、協働して地域のまちづくりに取り組むものとします。

(2) 住民の役割

住民は、町会・自治会の重要性を理解し、自らが居住する地域の町会・自治会に加入するよう努めるとともに、町会・自治会活動に積極的に参加し、及び協力することにより当該活動の活性化の推進に努めるものとします。

(3) 事業者の役割

事業者は、町会・自治会の重要性を理解し、町会・自治会活動に積極的に参加し、及び協力することにより、当該活動の活性化の推進に努めるものとします。

また、住宅の販売、賃貸等の事業者は、住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該住宅の存する地域の町会・自治会への加入促進に、集合住宅の建築、販売又は管理事業者は、集合住宅の入居者に対し、当該地域の既存町会・自治会への加入促進又は新たな町会・自治会設立の促進に努めるものとします。

(4) 町会・自治会の役割

町会・自治会は、基本理念にのっとり、町会・自治会活動が、住民及び事業者にとって積極的に参加し、及び協力しやすいものとなるよう努めるものとします。

(5) 市の役割

市は、住民が町会・自治会に主体的に加入し、及び参加するために必要な支援並びに町会・自治会が住民の意見を十分に反映し、自立した活動が出来るよう必要な支援を行うものとします。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

第19号議案 草加市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

1 目的

公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員の配偶者同行休業に関する事項を定めるものです。

2 内容

職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にすることを事由に配偶者同行休業を申請した場合において、任命権者は、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業を承認することができるものとします。

なお、当該休業の期間は最大で3年とします。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

(2) 草加市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

任命権者が人事行政の運営の状況として市長に報告しなければならない事項に「職員の休業に関する状況」を加えます。

(3) 草加市職員定数条例の一部改正

兼務、併任、派遣、休職、育児休業及び配偶者同行休業の場合の定数を定数外とします。

(4) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業をすることができない職員に、配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用された職員を加えます。

(5) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正

次の条例について、配偶者同行休業の承認を受けた職員には配偶者同行休業の期間については給与を支給しない旨を規定します。

ア 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

イ 草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

ウ 草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第20号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

マンションの建替え等の円滑化に関する法律等の一部改正に伴い、容積率の特例に係る許可申請及び設計住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料を新たに定めるとともに、構造計算適合性判定に係る手数料の廃止等を行うものです。

2 内容

(1) 容積率特例の許可申請に対する審査手数料の設定

耐震性不足による要除却認定を受けたマンションの建替えにより、新たに建築されるマンションであって、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものについて、特定行政庁の許可により容積率の制限を緩和する制度が創設されたことから、当該許可申請に対する審査手数料（1件につき160,000円）を新たに定めるものです。

(2) 設計住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料の設定

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」といいます。）に基づく住宅性能評価において評価を受けることとされた性能表示事項の改正に伴い、品確法に基づく設計住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料を次のとおり定めるものです。

ア 長期優良住宅建築等計画が品確法に基づく設計住宅性能評価書（設計された住宅に限ります。）の写しが提出された場合

住 宅 の 規 模		手数料の額
一 戸 建 て の 住 宅		23,000円
共 同 住 宅 等	床面積の合計が500㎡以下	72,000円
	床面積の合計が500㎡超～1,000㎡以内	112,000円
	床面積の合計が1,000㎡超～2,500㎡以内	207,000円
	床面積の合計が2,500㎡超～5,000㎡以内	350,000円
	床面積の合計が5,000㎡超～10,000㎡以内	535,000円
	床面積の合計が10,000㎡超～20,000㎡以内	969,000円
	床面積の合計が20,000㎡超～30,000㎡以内	1,321,000円
	床面積の合計が30,000㎡超～	1,597,000円

イ 変更後の長期優良住宅建築等計画が品確法に基づく設計住宅性能評価書(設計された住宅に限ります。)の写しが提出された場合

住 宅 の 規 模		手数料の額
一 戸 建 て の 住 宅		1 1 , 5 0 0 円
共 同 住 宅 等	床面積の合計が500㎡以内	3 6 , 0 0 0 円
	床面積の合計が500㎡超～1,000㎡以内	5 6 , 0 0 0 円
	床面積の合計が1,000㎡超～2,500㎡以内	1 0 3 , 5 0 0 円
	床面積の合計が2,500㎡超～5,000㎡以内	1 7 5 , 0 0 0 円
	床面積の合計が5,000㎡超～10,000㎡以内	2 6 7 , 5 0 0 円
	床面積の合計が10,000㎡超～20,000㎡以内	4 8 4 , 5 0 0 円
	床面積の合計が20,000㎡超～30,000㎡以内	6 6 0 , 5 0 0 円
	床面積の合計が30,000㎡超～	7 9 8 , 5 0 0 円

変更認定手数料は、アの認定手数料の半額です。

(3) 構造計算適合性判定手数料の廃止

建築基準法の一部改正に伴い、構造計算適合性判定に係る手続が見直され、建築主が判定機関へ構造計算適合性判定の申請を直接行うこととなったことから、構造計算適合性判定に係る手数料を廃止するものです。

(4) 建築物等の仮使用に係る承認申請に対する審査手数料の見直し

これまで特定行政庁及び建築主事が実施してきた建築物の仮使用の承認について、民間の指定確認検査機関においても実施することができるよう見直されたことに伴い、当該申請に対する審査手数料を次のように見直すものです。

【審査手数料】

建築物等の仮使用の承認の申請に対する審査 1件につき120,000円

建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査

ア 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めた場合

1件につき120,000円

イ 建築主事が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めた場合

1件につき120,000円

3 施行期日

- (1) 容積率の特例に係る許可申請に対する審査手数料の設定 公布の日
- (2) 設計住宅性能評価書の活用による長期優良住宅建築等計画の認定手数料の設定 平成27年4月1日
- (3) 構造計算適合性判定に係る手数料の廃止、建築物等の仮使用に係る承認申請に対する審査手数料の見直し等 平成27年6月1日

第21号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の委員定数を改定し、教育長職務代理者の報酬の額を定めるとともに関係条例の条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 教育委員会の委員定数の見直し

教育委員会は、教育長及び委員をもって組織することとされたことから、教育委員会の委員定数を「6人」から「5人」に改めます。

(2) 教育長職務代理者の報酬

教育委員の中から選任される教育長の職務代理者に係る報酬の額を定めるものです。

3 改正する条例

- (1) 草加市教育委員会委員定数条例
- (2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- (3) 市長等の給与等に関する条例
- (4) 市長、副市長及び草加市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例
- (5) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例
- (6) 草加市特別職報酬等審議会条例

4 廃止する条例

草加市教育委員会教育長の給与等に関する条例

5 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

第 2 2 号議案 教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

引用条文の移動

3 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日から施行します。

第 2 3 号議案 草加市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものです。

2 内容

教育長は、次の場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務を免除されることが出来るものとします。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 教育委員会規則で定める場合

3 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日から施行します。

第 2 4 号議案 草加市立児童館設置及び管理条例及び草加市立市民交流活動センター設置
及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

児童の健全育成及び公の施設の効率的な活用を推進するため、児童館の利用時間を延長するとともに、青少年交流センターの使用対象者を拡大するものです。

2 内容

(1) 児童館の利用時間の延長

谷塚児童センター・氷川児童センター 午前 1 0 時～午後 5 時
その他（松原児童館、住吉児童館、新栄児童センター）午前 1 0 時～午後 6 時

全ての児童館・児童センター 午前 1 0 時～午後 6 時

(2) 青少年交流センターの使用対象者の拡大

青少年団体等の使用に支障がないと認める場合に青少年交流センターを使用できる者の範囲に、次の者を加えます。

ア 市内に在住する小学生

イ その他市長が必要と認めた者

3 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日から施行します。

第 2 5 号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

第 6 期草加市介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率の改定等を行うものです。

2 内容

(1) 介護認定審査会の委員定数の見直し

介護認定審査会の合議体を増やし、介護認定の審査件数の増加に対応するため、委員定数を「40人」から「50人」（合議体は「8」から「10」）に改めます。

(2) 介護保険料率の改定

基準となる介護保険料（第 4 段階）を 5 1 , 6 0 0 円から 5 9 , 6 5 0 円に改定（改定率 1 5 . 6 %）し、保険料率を次のとおりとします。

【対象者】

現行（第5期）		改正後（第6期）	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯 ・住民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下		
第3段階（特例）	住民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入の合計が80万円以上120万円以下	第2段階	住民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入の合計が80万円以上120万円以下
第3段階	住民税非課税世帯で第3段階（特例）以外の者	第3段階	住民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入の合計が120万円超
第4段階（特例）	本人が住民税非課税で合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下 （世帯に住民税課税者がいる場合）	第4段階	本人が住民税非課税で合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下 （世帯に住民税課税者がいる場合）
第4段階	本人が住民税非課税で第4段階（特例）以外の者（世帯に住民税課税者がいる場合）	第5段階	本人が住民税非課税で第4段階以外の者（世帯に住民税課税者がいる場合）
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額125万円未満	第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満	第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上190万円未満
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額190万円以上400万円未満	第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額190万円以上290万円未満
		第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額290万円以上400万円未満
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額400万円以上	第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額400万円以上500万円未満
		第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額500万円以上

【保険料率及び保険料年額】

現行（第5期：基準額4,300円）			改正後（第6期：基準額4,971円）		
第1段階	基準額×0.5	25,800	第1段階	基準額×0.5	29,820
第2段階	基準額×0.5	25,800			
第3段階（特例）	基準額×0.67	34,570	第2段階	基準額×0.67	39,960
第3段階	基準額×0.75	38,700	第3段階	基準額×0.75	44,730
第4段階（特例）	基準額×0.87	44,890	第4段階	基準額×0.87	51,890
第4段階	基準額	51,600	第5段階	基準額	59,650
第5段階	基準額×1.13	58,300	第6段階	基準額×1.2	71,580
第6段階	基準額×1.25	64,500	第7段階	基準額×1.3	77,540
第7段階	基準額×1.5	77,400	第8段階	基準額×1.5	89,470
			第9段階	基準額×1.7	101,400
第8段階	基準額×1.75	90,300	第10段階	基準額×1.85	110,350
			第11段階	基準額×2.0	119,300

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

ア 改正後の草加市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、従前の例によるものとします。

イ 介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成29年4月1日から行うものとします。

第26号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に鑑み、基準等の見直しを行うものです。

2 内容

(1) 複合型サービスの名称変更

サービス内容を具体的にイメージできる名称として「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するものです。

(2) 登録定員の変更

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の登録定員を「25人以下」から「29人以下」に変更するものです。

(3) 共同生活住居の変更

指定認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）が、効率的にサービスを提供できるよう、新たな用地確保が困難等の場合においては、共同生活住居（1住居あたりの定員は5人以上9人以下。以下「ユニット」といいます。）の数を「1又は2ユニット」から「3ユニットまで」とすることができるものとします。

(4) 宿泊サービスに係る届出及び事故発生時の対応の義務付け

ア 利用者に対し、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスを提供する場合には、サービス提供前に当該サービス内容を市長に届け出ることを義務付けるものです。

イ 指定認知症対応型通所介護事業者が提供したサービスにより事故が発生した場合は、市、利用者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる等事故発生時の対

応について義務付けるものです。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

第27号議案 草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める省令の一部改正に鑑み、基準等の見直しを行うものです。

2 内容

(1) 登録定員の変更

介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員を「25人以下」から「29人以下」に変更するものです。

(2) 共同生活住居の変更

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）が、効率的にサービスを提供できるよう、新たな用地確保が困難等の場合においては、共同生活住居（1住居あたりの定員は5人以上9人以下。以下「ユニット」といいます。）の数を「1又は2ユニット」から「3ユニットまで」とすることができるものとします。

(3) 宿泊サービスに係る届出及び事故発生時の対応の義務付け

ア 利用者に対し、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスを提供する場合には、サービス提供前に当該サービス内容を市長に届け出ることを義務付けるものです。

イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が提供したサービスにより事故が発生した場合は、市、利用者等に連絡を行うとともに必要な措置を行う等事故発生時の対応について義務付けるものです。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

第28号議案 草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める省令の一部改正に鑑み、介護予防訪問看護計画書等の提出及び関係者等の会議への協力に関する事項を定めるものです。

2 内容

指定介護予防支援の具体的取扱方針として次の事項を加えます。

(1) 介護予防訪問看護計画書等の提出の求め

担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等の計画の提出を求めるものとします。

(2) 地域ケア会議への協力

指定介護予防支援事業者は、地域ケア会議から要介護被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合は、協力するよう努めなければならないものとします。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

第29号議案 草加せんべいの普及を促進する条例の制定について

1 目的

草加を発祥の地とし、地域団体商標の商標登録を受けている草加せんべいに関する伝統及び産業を守り、次代に継承していくための基本理念並びに事業者及び市の役割等を明らかにするとともに、草加せんべいの普及促進を通じて、産業の振興及び地域社会の活性化を図り、もって魅力あるまちづくりに寄与するものです。

2 内容

(1) 基本理念

ア 草加せんべいは、その伝統的製法が尊重されるとともに、新たな価値及び需要が創造されることにより、その魅力が高められなければならないものとします。

イ 事業者は、草加せんべいに関する産業が継続し、及び発展するための取組を通じて地域社会の活性化に貢献しなければならないものとします。

ウ 市は、草加せんべいに関する情報を国内外に広く発信するとともに、草加せんべいの普及促進につながる取組について、総合的に推進しなければならないものとします。

(2) 事業者の役割

事業者は、草加せんべいの伝統的製法を継承し草加せんべいの普及及び理解を促進するための取組を主体的に進めるとともに、市民、他の産業及び市と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとします。

(3) 市の役割

市は、草加せんべいの普及促進及び生産振興のために必要な施策に取り組むよう努めるものとします。

(4) 市民の参画及び協力

市民は、草加せんべいが本市の誇るべき伝統的特産品であることを理解し事業者及び市が行う草加せんべいの普及促進に関する取組について、積極的に参画し、及び協力するよう努めるものとします。

3 施行期日

公布の日から施行します。

第 3 0 号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

建築基準法の一部改正に伴い、草加市地区計画（松原団地駅西側地区、稲荷一丁目地区）区域内における既存不適格建築物（建築された当時は基準に適合していたものの、その後の法改正等により不適合となった建築物）の工事に係る制限の緩和の対象に、新たな工事区分を加えるものです。

2 内容

当該条例において制限の緩和が規定されている草加市地区計画区域内における既存不適格建築物に係る増築、改築及び大規模修繕又は大規模の模様替といった工事区分に、次に掲げる「移転」を追加するものです。

- (1) 同一敷地内での用途変更を伴わない移転
- (2) 特定行政庁が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認めた用途変更を伴わない他の敷地への移転

3 施行期日

平成 2 7 年 6 月 1 日から施行します。

第 3 1 号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

母子及び寡婦福祉法の一部改正に鑑み、現に 2 0 歳未満の子を扶養する男子で配偶者のないものを、市営住宅に優先して入居できる対象者とするものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

第32号議案 草加八潮消防組合の設立について

1 目的

平成28年4月1日から、草加市及び八潮市（以下「組合市」といいます。）の消防事務を共同処理するため、地方自治法の規定に基づき草加八潮消防組合を設立することについて、八潮市と協議を行いたいので、当該組合の規約に係る議会の議決を求めるものです。

2 内容

(1) 共同処理する事務

ア 消防に関する事務

イ 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により組合市が処理することとされた事務（火薬類取締法等に基づく事務、高圧ガス保安法に基づく事務及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく事務）

(2) 事務所の位置

草加市神明二丁目2番2号に置きます。

(3) 議会

ア 組合の議会の議員（以下「組合議員」といいます。）の定数は12人とし、選出区分は草加市8人、八潮市4人とします。

イ 組合議員は、組合市の議会において、その議会の議員のうちから選挙します。

ウ 組合議員の任期は、組合市の議会の議員の任期によります。

(4) 執行機関

ア 組合に、組合市の長の協議により定める管理者及び管理者以外の組合市の長である副管理者を置きます。なお、それぞれの任期は、組合市のそれぞれの職にある期間とします。

イ 管理者は、組合を統轄し、及び代表し、並びに組合の事務を管理執行します。

ウ 組合に、会計管理者その他の職員を置きます。なお、定数は組合の条例で定めま

エ 組合に、監査委員2人を置きます。なお、監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者については4年、組合議員のうちから選任される者については組合議員の任期によるものとします。

(5) 経費

組合の経費は、組合市の負担金その他の収入をもって充てるものとし、負担金の負担割合は次のとおりとします。

経費の区分		経費の内容	負担割合
共通経費	経常的経費	常備消防費、議会費その他組合運営に必要な経費	人口割
	投資的経費 (消防車両等)	消防車両更新、資機材等備品購入費その他必要な経費	人口割
単独経費	投資的経費 (庁舎建設等)	庁舎等消防施設の建設、大規模改修工事等に必要な経費	当該施設が所在する組合市の負担。ただし、市境付近に新たな署所を建設する場合は、別途協議します。
	消防団経費	消防団の運営に必要な経費	当該消防団が所在する組合市の負担
	消防水利経費	消防水利の新設、維持、管理その他必要な経費	当該消防水利が所在する組合市の負担

1 「人口割」は、毎年1月1日を基準とします。

2 組合の経費は、上記のとおりとなりますが、特別の事由により必要がある場合は、組合市の長の協議により定めることができるものとします。

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 草加八潮消防組合の設立 平成27年10月1日

イ 消防事務の共同処理 平成28年4月1日

(2) 議員定数等の見直し

組合議員定数及びその選出区分は、4年以内ごとに見直しを行います。

(3) 経過措置

経費の負担のうち「人口割」とあるのは、平成27年10月1日から平成30年3月31日までの間は、前々年度までの過去3年度の消防費決算額の総額を3で除して得た額の割合とします。

第 3 3 号議案 副市長の選任につき同意を求めることについて

副市長中村卓氏は、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を副市長に選任したく、地方自治法第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を求めるものです。

第 3 4 号議案 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会教育長に高木宏幸氏を任命したいので、同法第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

報 告

第1号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成26年11月10日午前10時55分頃、障がい福祉課の職員が公務のため公用車を草加市栄町二丁目1番32号ストーク草加弐番館の駐車場に停車させる際、当該建物の外壁と接触し、外壁を損傷したものです。

2 損害賠償の額

50,760円

3 専決処分日

平成26年12月22日

第2号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成27年1月6日午前8時30分頃、軽自動車が市道20241号線を走行中、草加市青柳八丁目1番15号地先において、道路にあった穴の上を通行し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

42,906円

3 専決処分日

平成27年1月29日

第3号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成27年1月20日午後5時頃、普通自動車が市道30636号線を走行中、草加市谷塚二丁目12番19号地先において、道路に架かる鉄骨支持材から落下した高さ制限ガードパネルに接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

135,086円

3 専決処分日

平成27年2月10日

第4号報告 平成27事業年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について

第5号報告 平成27年度公益財団法人草加市体育協会事業計画書の提出について

第6号報告 平成27年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について